

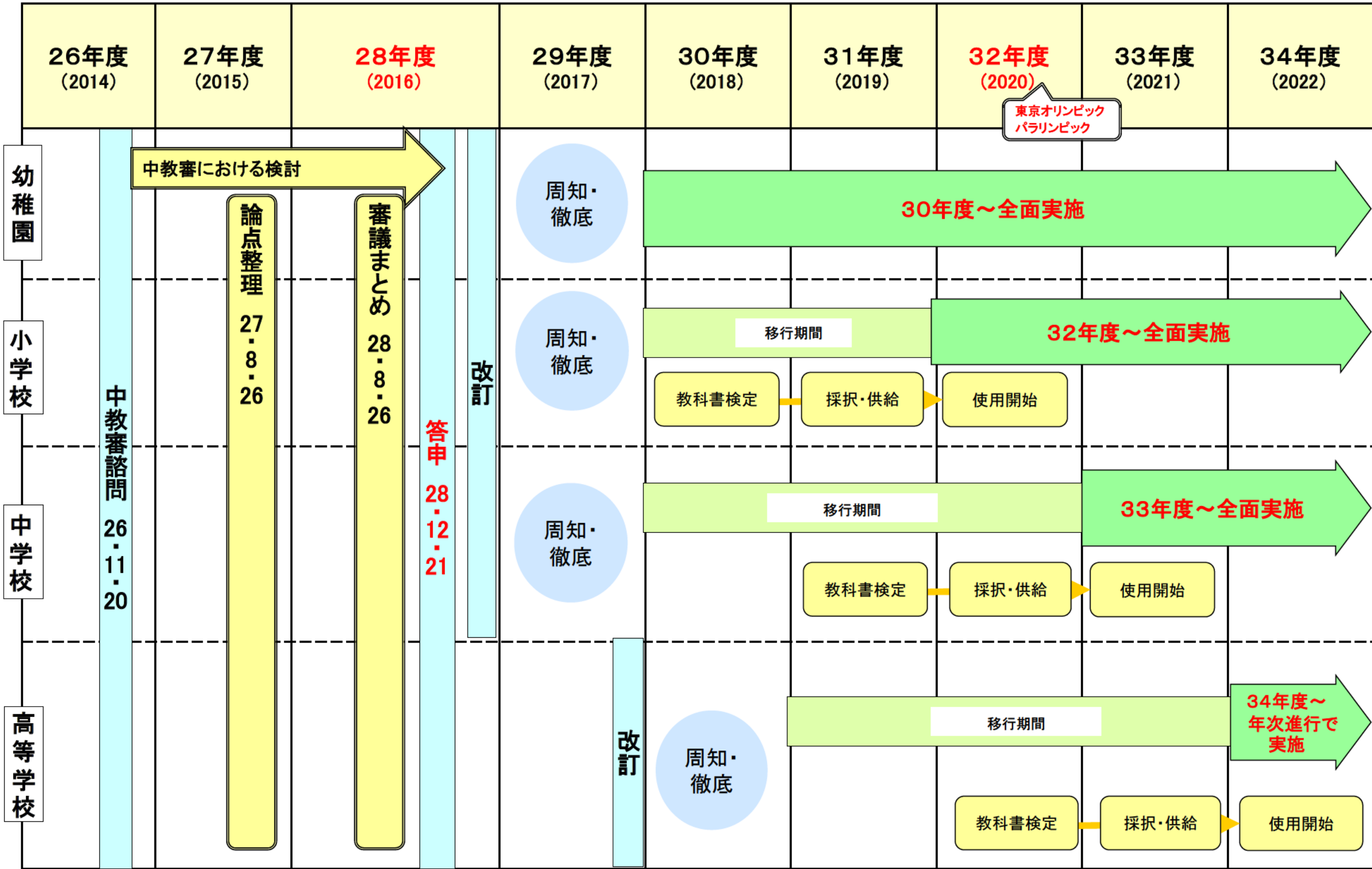
初等中等教育における創造性の涵養と 知的財産の意義の理解に向けて

—知的財産に関わる資質・能力の育成—

平成29年1月27日

文部科学省初等中等教育局教育課程課

今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール（現時点の進捗を元にしたイメージ）



東京オリンピック
パラリンピック

21世紀が知識基盤社会であるという認識は、前回改訂と共通。
グローバル化や情報化等の変化が加速度的となる中で、
将来の予測がますます難しい時代に。

(現代的な課題)

- 社会的・職業的に自立した人間として、我が国や郷土が育んできた伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、理想を実現しようとする高い志や意欲を持って、主体的に学びに向かい、必要な情報を判断し、自ら知識を深めて個性や能力を伸ばし、人生を切り拓いていくことができること。
- 対話や議論を通じて、自分の考えを根拠とともに伝えるとともに、他者の考えを理解し、自分の考えを広げ深めたり、集団としての考えを発展させたり、他者への思いやりを持って多様な人々と協働したりしていくことができること。
- 変化の激しい社会の中でも、感性を豊かに働かせながら、よりよい人生や社会の在り方を考え、試行錯誤しながら問題を発見・解決し、新たな価値を創造していくとともに、新たな問題の発見・解決につなげていくことができること。

学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における**「カリキュラム・マネジメント」**の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共（仮称）」
の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に
示す

学習内容の削減は行わない※

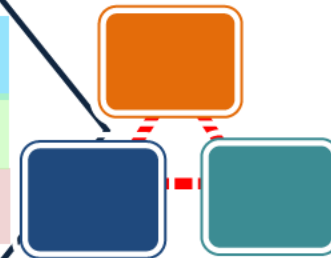
どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得
など、新しい時代に求められる
資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高
い理解を図るための学習過程
の質的改善

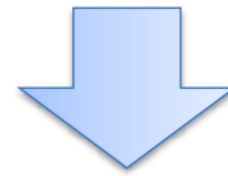
主体的な学び
対話的な学び
深い学び



※高校教育については、些末な事実に知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、
そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

- 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力と教科等の関係を明確にし、どの教科等におけるどのような内容に関する学びが資質・能力の育成につながるのかを可視化し、教育課程全体を見渡して確実に育んでいくこと。

「中央教育審議会答申（平成28年12月21日）」より抜粋



○知的財産に関わる「育成すべき資質・能力」とは何か。

- 新たな発見や科学的な思考力の源泉となる**創造性**
- **知的財産の意義**（保護・活用の重要性）の**理解**

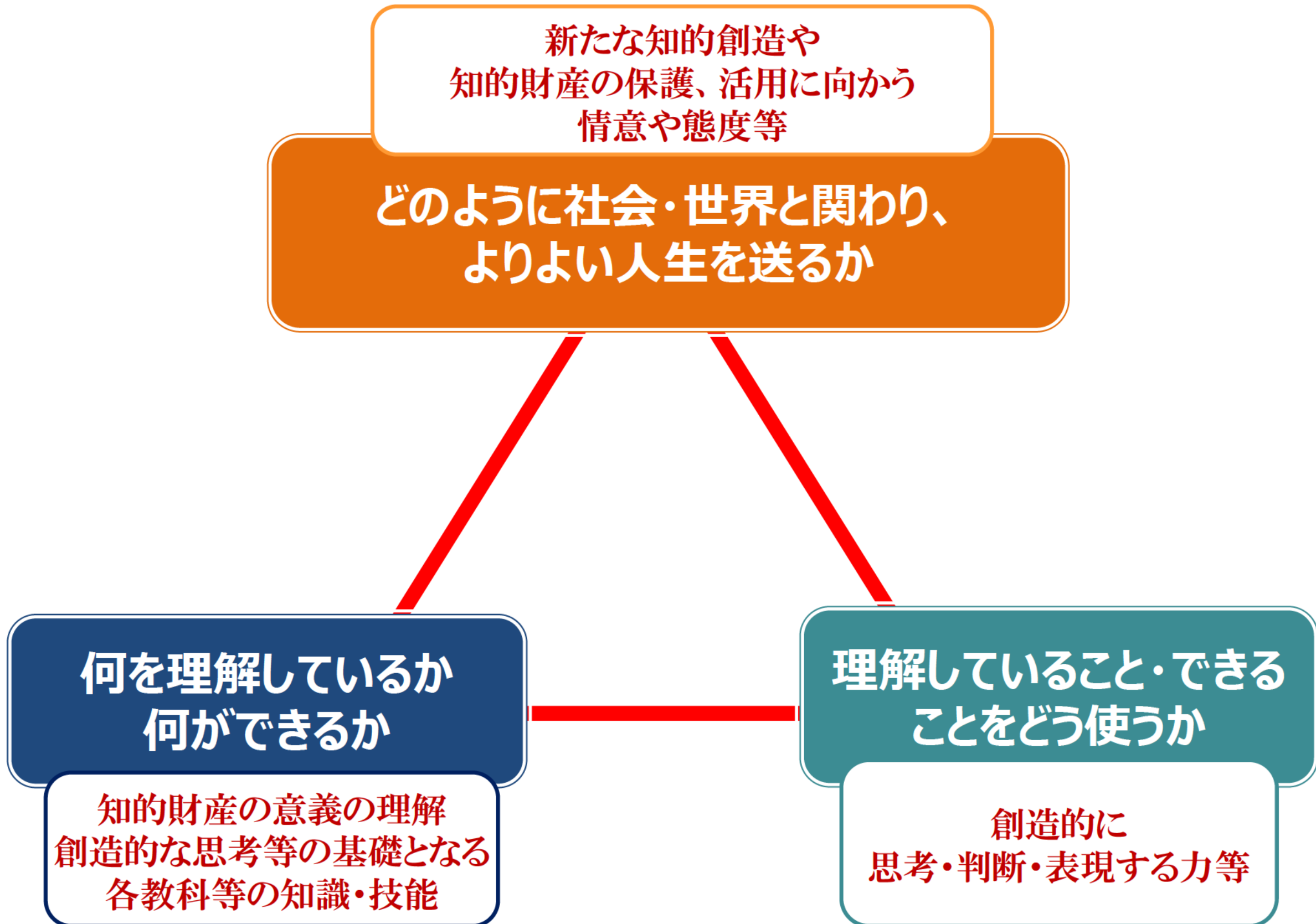
○そうした資質・能力をどのように育むか。

- アクティブ・ラーニングの視点からの**創造的な学習プロセス**の実現

○教科等間相互の連携をいかに図るか。

- **教科横断的なカリキュラム・マネジメント**の実現

知的財産に関する資質・能力のイメージ



初等中等教育段階における知的財産に関する資質・能力の育成に向けて①

発達段階に応じて、新たな発見や科学的な思考力の源泉となる創造性を育むとともに、知的財産の意義（保護・活用の重要性）に関する理解を育む。

教育基本法(平成十八年十二月二十二日法律第百二十号)(抄)

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

第二条第二項 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

現行学習指導要領(平成20・21年告示)における改善充実

【創造性の涵養】

平成18年に改正された教育基本法を踏まえ、各教科等の特性に応じた創造性の涵養につながる力の育成が盛り込まれた。

【知的財産の意義の理解】

○中学校 技術・家庭科〔技術分野〕

・新しい発想を生み出し活用することの価値に気付かせるなど、知的財産を創造・活用しようとする態度の育成に配慮することが、新たに盛り込まれた。

○中学校 音楽科、美術科

・知的財産権等に関する記述が、新たに盛り込まれた。

○高等学校 芸術(音楽、美術、工芸、書道)

・知的財産権等について配慮し、著作物等を尊重する態度の形成を図ることが、新たに盛り込まれた。

○高等学校 工業科

・工業に関連する知的財産権等についても扱うことが、新たに盛り込まれた。

○高等学校 商業科

・商品開発や知的財産権等について充実した指導を行う科目「商品開発」が新設され、「知的財産権の概要」「知的財産の取得」が、新たに盛り込まれた。

など

次期改訂に向けた検討の方向性

【創造性の涵養】

◆初等中等教育段階で育成すべき創造性に関わる資質・能力(創造的な思考等の基礎となる知識・技能、創造的に思考・判断・表現する力、新たな知的創造に向かう情意や態度等)が発達段階や各教科等の特性に応じて育まれるよう、各教科等の目標や指導内容を資質・能力の三つの柱に沿って構造化。

◆資質・能力を育むために必要なアクティブ・ラーニングの視点に基づく創造的な学習プロセスの在り方を、各教科等の特性に応じて明確化。

◆専門的な知識と技能の深化、総合化を図り、新たな知的創造につながる科学的な思考力・判断力・表現力等の育成を図る選択科目「理数探究」を高等学校に設置。

◆教育課程総体として育成すべき資質・能力が育まれるよう、教科横断的なカリキュラム・マネジメントを実現。

【知的財産の意義の理解等】

◆知的財産の保護のみならず活用の重要性も含めた理解と知的財産の保護、活用に向かう情意や態度等を育むことにより、新たな価値が創造されその価値を最大限に発揮させることが社会の活力につながることなど、知的財産の本質的な意義が理解・尊重されるよう、関係する教科等の内容を再検討。

◆情報が社会で果たす役割の理解等も含め、情報活用能力を育む共通必修科目(情報科)を高等学校に設置。

初等中等教育段階における知的財産に関する資質・能力の育成に向けて②

発達段階に応じて、新たな発見や科学的な思考力の源泉となる創造性を育むとともに、知的財産の意義（保護・活用の重要性）に関する理解を育む。

大学院 約25万人（修士2年、博士3年）

大学 約255万人(4学年)

高等専門学校
約6万人(5学年)

高等学校
約337万人
(3学年)

・普通科
約242万人

・工業科・商業科
約47万人

・その他
約48万人

○創造性の涵養

- ・創造的な思考等の基礎となる各教科等における知識・技能
- ・創造的に思考・判断・表現する力
- ・新たな知的創造に向かう情意や態度等

◆初等中等教育段階で育成すべき創造性に関わる資質・能力(創造的な思考等の基礎となる知識・技能、創造的に思考・判断・表現する力、新たな知的創造に向かう情意や態度等)が発達段階や各教科等の特性に応じて育まれるよう、各教科等の目標や指導内容を資質・能力の三つの柱に沿って構造化。

◆資質・能力を育むために必要なアクティブ・ラーニングの視点に基づく創造的な学習プロセスの在り方を、各教科等の特性に応じて明確化。

◆教育課程総体として育成すべき資質・能力が育まれるよう、教科横断的なカリキュラム・マネジメントを実現。

<各学校における取組への支援>

文部科学省及び関係省庁、関係団体・事業者等による事業、事例集の作成、顕彰イベント 等

- ・スーパーサイエンスハイスクール
- ・中高生の科学研究実践活動推進プログラム
- ・指導事例集「『生きる力』を育む起業家教育のススメ 小学校・中学校・高等学校における実践的な教育の導入例」 等

(例)

- ・理科において、事象の中から問いを見出し、予想や仮説を立て、計画を立てて観察・実験し、結果を分析して解釈・表現し、振り返って次の問題解決につなげること
- ・国語において、相手や目的に応じて題材を決め、必要な情報を収集し、論拠に基づいて考えをまとめたり、適切かつ効果的な表現の仕方を書いて書いたり、自分や他者の文章を読んで評価したり、他者の評価を聞いたりして、ものの見方や考え方を豊かにすること
- ・美術において、自分の表したいことを見つけて発想・構想し、自分の表現の意図に応じて創意工夫して表現したり、自分や他者の作品などの良さや美しさを味わい、新しい意味や価値を作り出すこと
- ・技術・家庭(技術分野)において、創造の動機に基づき設計・計画して製作・育成等を行い、成果を評価して次の創造につなげること
- ・総合的な学習の時間において、自ら課題を見つけ、考え、他者と共同しながら主体的に判断し、よりよく問題を解決していくこと

中学校
約350万人
(3学年)

小学校
約660万人
(6学年)

○知的財産権の意義の理解等

- ・知的財産の意義(保護・活用の重要性)の理解
- ・知的財産の保護、活用に向かう情意や態度

◆知的財産の保護のみならず活用の重要性も含めた理解と知的財産の保護、活用に向かう情意や態度等を育むことにより、新たな価値が創造されその価値を最大限に発揮させることが社会の活力につながるなど、知的財産の本質的な意義が理解・尊重されるよう、関係する教科等の内容を再検討。

<各学校における取組への支援>

政策担当官庁や関係独法、関係団体等による事業、学習用資料の提供、事例集の作成、顕彰イベント 等

【高等学校】

- ・情報が社会で果たす役割の理解、知的財産の保護と活用のバランス等(情報)
- ・自己や他者の創造物等の価値や重要性、音楽・美術等に関する知的財産権、生活の中の音や音楽、造形や美術の働き等(芸術)
- ・法や規範、経済の意義・役割等(公民)
- ・工業に関連する知的財産権(工業)
- ・知的財産権の取得、知的財産権の保護と活用(商業) 等

【中学校】

- ・知的財産を創造・活用しようとする態度(技術・家庭(技術分野))
- ・自己や他者の創造物等の価値や重要性、音楽や美術に関する知的財産権、生活の中の音や音楽、造形や美術の働き等(音楽、美術)
- ・法やきまりの意義、経済と国民生活等の役割(社会) 等

【小学校】

- ・自己や他者の考えやアイデアを大事にすることや伝え合うこと、適切に引用することなど(国語)
- ・法やきまりの意義等(社会) 等